令和7年度 指名停止措置状況

業者名	指名停止期間	指名停止理由	備考
(株)中央技術コンサルタンツ	令和7年7月22日から 令和8年1月21日まで (6か月)		太子町指名停止基準 別表第2の3(3)
(株)ハマダ	令和7年7月23日から 令和7年8月22日まで (1か月)		太子町指名停止基準 別表第1の9
工成建設(株)	令和7年7月23日から 令和7年8月22日まで (1か月)		太子町指名停止基準 別表第1の9
新明和工業(株)			太子町指名停止基準 別表第2の2(1)ウ (第6条第2項適用)